行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第 1項の規定に基づき、同項に定める特定個人情報保護評価書を次のとおり公示します。 令和4年4月25日

京都市長 門 川 大 作

- 1 評価書の名称
 - (1) 京都市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書
 - (2) 京都市 予防接種に関する事務 全項目評価書
- 2 評価書に対する意見の提出

上記1の評価書に意見がある方は、次のとおり意見を提出できます。

(1) 受付期間令和4年4月25日から同年5月24日まで(必着)

(2) 提出方法

郵送,ファクシミリ又は電子メールにより,次の提出先に提出 (提出先)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 宛て

(FAX : 075-708-6212)

(E-mail: vaccines-kyoto@city.kyoto.lg.jp)

(3) 意見の取扱い

ア 個別の意見に対する回答は行いません。

イ 意見の提出において収集した個人情報は、法令を遵守し、適切に取り扱い、他の 目的に利用することは一切ありません。

3 その他

- (1) インターネット(京都市ホームページ)のほか,区役所、区役所支所及び情報公開コーナーにおいても、評価書の閲覧等ができます。
- (2) 上記2の手続を経たうえで、京都市情報公開・個人情報保護審議会から意見を聴取し、国の特定個人情報保護委員会へ評価書を提出するとともに、公表します。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
21	京都市	予防接種に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都市長

公表日

I 関連情報

関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種は、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することにより、疾病の蔓延防止を最も効果的に行う手法である。予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特措法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	予防接種オンラインシステム,保健医療システム,マイナンバー連携システム,中間サーバー,ワクチン 接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル:	名
予防接種履歴情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	 番号法第9条第1項 別表第一 第10の項,第93の2の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条,第67条の2
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	 1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 16の2,115の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2,第59条の2 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 16の2,17,18,19,115の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課
②所属長の役職名	医療衛生企画課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〇予防接種法(コロナワクチン以外)関連

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル7階

TEL 075-222-4421

〇予防接種法(コロナワクチン)関連

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL 075-222-3423

〇インフル特措法関連

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル2階

TEL 075-222-4244

Ⅱ しきい値判断項目

連絡先

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か			<選択肢>			1万人未満 万人未満
いつ時点の計数か		令和4年	4月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年	4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

<選択肢>

[基礎項目評価書及び全項目評価書

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か

十分である

- <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		<u> </u>]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた提	供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]:]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・決	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇] 外部監	査
9. 従業者に対する教育・점	外			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	こいる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「しきい値判断項目」「1対象人数」「評価対象の事務の対象人数は何人か」「いつ時点の計数か」	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
	「しきい値判断項目」「2取 扱者数」「特定個人情報ファ イル取扱者数は500人以上 か」「いつ時点の計数か」	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名	
21	京都市 予防接種に関する事務 全項目評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

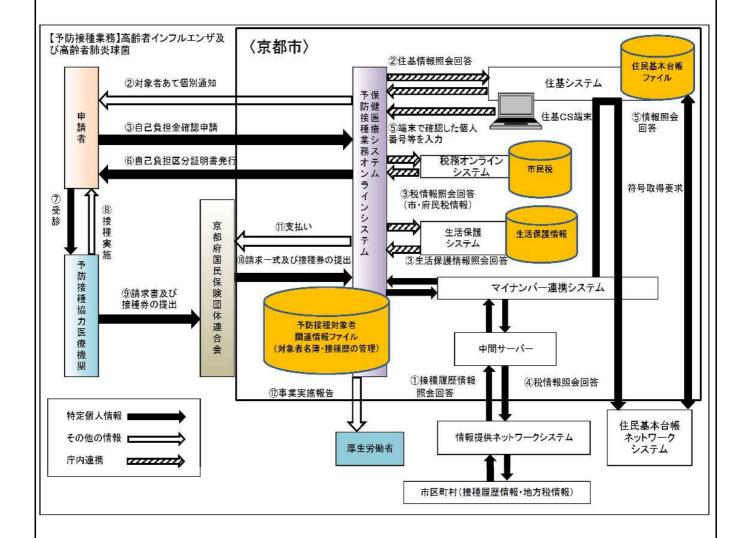
I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務			
①事務の名称	予防接種に関する事務			
②事務の内容 ※	予防接種は、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することにより、疾病の蔓延防止を最も効果的に行う手法である。予防接種法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施している。特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、あわせて、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録や、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。			
③対象人数	<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム			
システム1				
①システムの名称	予防接種業務オンラインシステム			
②システムの機能	予防接種は住民情報を適切に把握できない場合, 定められた容量や回数を接種できない, あるいは接種しすぎる可能性がある。そのため, 同システムにより接種者の住民情報を適切に把握する必要がある。 また, 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の2種については, 個人予防に重点をおくB類疾病であるため, 自己負担額を徴収しているが, 低所得者対策として接種料金の軽減措置を行っている。軽減措置のためには, 所得の把握が必要であるため, 同システムにより税情報及び生活保護情報を的確に把握し, 軽減措置を行っている。			
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム []その他 ()			
システム2~5				
システム2				
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)			
②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施			
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム			
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []税務システム			
. = =	[] その他 ()			
システム6~10				
システム11~15				
システム16~20				
3. 特定個人情報ファイル名				
予防接種履歴情報ファイル				
4. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う理由			
①事務実施上の必要性	定期接種においては、適切な期間及び接種量で接種しなければ効果が十分に得られないため、本人の接種履歴を適切に把握しておく必要があり、そのためには住基情報との突合を行わなければ、本人の情報が確認できないため、適切な接種履歴の管理が行えない。また、個人予防に重点をおいたB類疾病である高齢者インフルエンザと高齢者肺炎球菌については自己負担額を徴収しているが、所得に応じて軽減区分があり、その自己負担区分証明書の発行処理において、原理を表して、関係など、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、			

②実現が期待されるメリット	 接種履歴を管理し住基情報と突合することで、未接種者に対しての接種勧奨が可能になる等、接種率の向上につながる。 軽減申請等の際、一部書類(非課税証明書等)の添付が不要となり、申請者の負担軽減及び行政手続の簡素化につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第10,93の2の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条,第67条の2
6. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	 1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 16の2,115の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2,第59条の2 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 第16の2,17,18,19,115の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2
7. 評価実施機関における	
①部署	保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課
②所属長の役職名	医療衛生企画課長
8. 他の評価実施機関	

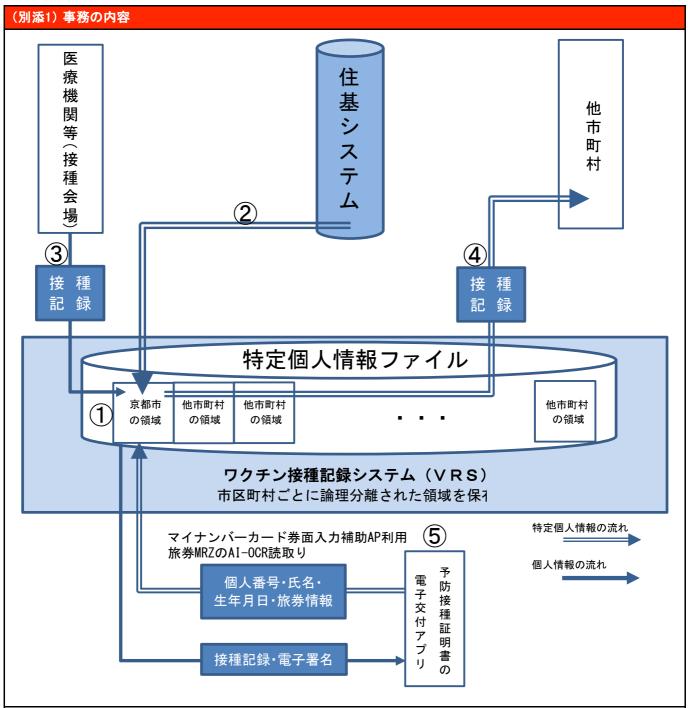
(別添1) 事務の内容



(備考)

【予防接種業務】高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌(ただし、インフルエンザについては①及び②は行わない)

- ①他自治体から転入してきた方の予防接種履歴について、情報提供ネットワークを通じて接種履歴の把握を行う(個別通知の基礎資料 となる)
- ②①に加え, 住基情報を基に予防接種法に基づく対象者宛に個別通知を行う。
- ③個別通知を受け取った申請者(予防接種対象者)から、自己負担金確認申請を受領する。自己負担金について、税務オンラインシステム及び生活保護システムに照会し、自己負担区分を確認する。
- ④他の市区町村課税の場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、他都市に照会し、申請者の地方税情報(所得情報)を把握し、それに基づく自己負担額を確認する。なお、他都市の生活保護受給者については、③の申請の際、受給証明書を提出してもらう。
- ⑤必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、他都市に照会し、個人番号等を確認し、入力する。
- ⑥確認結果に基づく証明書を発行し、対象者宛に通知する。
- ⑦申請者が予防接種協力医療機関に受診する。
- ⑧予防接種協力医療機関にて対象者が予防接種を受ける。
- ⑨接種を実施した予防接種協力医療機関が,京都府国民保険団体連合会に接種報告及び対象者の接種記録及び請求書を提出する。
- ⑩京都府国民保険団体連合会が、当該接種について審査を行い、その結果報告及び請求を京都市に行う。
- ①請求に基づき、京都府国民保険団体連合会に支払いを行う。



(備考)

【新型コロナウイルスワクチン予防接種業務】

- ①接種記録の取扱
- 「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には,接種記録を照会し,必要に応じて旅券関係情報を入力して,交付する。
- ※ 被接種者について, 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に, 接種記録を照会するために, 個人番号を入手し, 使用する。
- ②特定個人情報ファイル(CSVファイル)の登録
- 個人番号, 宛名番号, 自治体コード, 接種券番号, 属性情報(氏名, 生年月日, 性別)
- ③AI-OCR処理
- 接種券上のOCRラインを読込み・送信
- ④他市町村からの照会に応じて接種記録を提供
- ⑤被接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、被接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報と合わせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す。)。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	ルの種類 ※	<選択肢>
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	接種対象者
	その必要性	予防接種事業を実施するに当たり、適切な予防接種を受けるため、被接種者の予防接種歴を把握する 必要がある。
④記録さ	れる項目	<選択肢> 「10項目以上50項目未満」 10項目以上50項目未満 2010項目以上50項目未満 3050項目以上100項目未満 40100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	〇識別情報:対象者を正確に特定するために記録 〇連絡先等情報:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録 〇業務関係情報 ・ 地方税関係情報:対象者本人の自己負担額の確認を確実に行うため ・ 健康・医療関係情報:対象者本人の接種履歴の把握を確実に行うため ・ 生活保護・社会福祉関係情報:対象者本人の自己負担額の確認を確実に行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課
3. 特定	個人情報の入手・	
①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (文化市民局地域自治推進室,行財政局税務部,保健福祉局生活福祉部生活福祉課 [○]行政機関・独立行政法人等 (京都府国民健康保険団体連合会) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村長) [□]民間事業者 () [○]その他 (地方公共団体情報システム機構)

②入手方法 [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [○] 情報提供本がトワークシステム 本市共通システム基盤の [○] その他 (情報提供機能: ワクテン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感) 楽症予防接種温明書電子交付機能を含む。 *定期かに入手 住基情報及び粉情報については、日次で入手している。 - 予防接種の歴情報については、毎月末に所国保連合会から月次で入手している。(府国保連合会は医療会が管理制については、月次もしくは年次で入手する。(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方法 【〇] 情報提供本ットワークシステム、本市共通システム基盤の 【〇] その他 (情報提供機能、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感) 栄産予防接種証明書電子交付機能を含む。) ・定期的に入手 住基情報及び税情報については、毎月末に府国販連合金から月次で入手している。 ・下防接種配情報については、毎月末に府国販連合金から月次で入手している。(府国保連合会は医師会からの請求をとりまとめている) ・生活保護情報については、月末に府国販連合金から月次で入手している。(府国保連合会は医師会からの請求をとりまとめている) ・生活保護情報については、月次もしくは年次で入手する。・個別的な対応の際に入手 ・場合に応じて、他都市から情報提供ネットワークシステムを通じて、予防接種履歴情報、税情報、医保険情報、特別児童技養手当情報を入手する。 ・仮知型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会が必要になる都度 ・制度上定められた時期・頻度・方法により、情報を入手している。 ・住基や所得(税)、生活保護受給情報の異動について、迅速かつ効率的な対応が行える頻度で、情報を入手している。 ・(香港公本)与条第16号)・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照金し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・京都市への転入者について、転出売市区町村へ接種記録を照金し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合の人手する。 ・「京都市への転入者を含めた本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で、上で、手している。・「接種者をからの接種証明書の交付中請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子中が保養証明書の交付中請に合わせて本人から入手を行うととは、番号法別表第二の16の2、7、7、18、19、115の2の項にて明示されているとともに、自ご負担医分証明書の発行申請に当たって人に可頭で認明を行う。 「の新型コナウイルス感染症対策以外に係る予防接種事務接種理列をのは養殖が実施理要件を正確に把握する必要があるため。接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。		
住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム経盤の [〇]その他 (情報提供機能:ワクテン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感) 発症予防接種配明書電子交付機能を含む。) *定期的に入手 住基情報及び税情報については、毎月末に府国保連合会から月次で入手している。(府国保連合会は医師会からの請求をとりまとめている) 生活保護情報については、毎月末に府国保連合会から月次で入手している。(府国保連合会は医師会からの請求をとりまとめている) 生活保護情報については、月次もしくは年次で入手する。 ・個別的な対応の際に入手 場合に応じて、他都市から情報提供ネットワークシステムを通じて、予防接種履歴情報、税情報、医保険情報、特別児童扶養手当情報を入手する。 ・「個別のな対応の際に入手 場合に応じて、他都市から情報提供よ入手する。 ・「報とコロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の表が必要になる都度・他市区町村から接種記録の照会が必要になる都度・他市区町村から接種記録の照会が必要になる都度・他市区町村から接種記録の服会が必要になる都度・他市区町村から接種記録の照会が必要になる都度・のもり、有限の大力・京都市へのないまでに対して、転出元市区町村への技種記録を照会し、提供を受ける場合であって接種記録の開会が必要になる都度 ・ 制度上定められた時期・頻度・方法により、情報を入手している。 ・ 住基や所得(税)、生活保護受給情報の異動について、迅速かつ効率的な対応が行える頻度で、信報を入手している。 ・ (本書と表すり条第16号) ・ 京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を開会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・ 京都市からの転入者について、転出先市区町村へ接種記録を開会し、提供を受ける場合のみ入手する。 ・ 京都市への転入者を含かた本人から入手する情報については、使用目的を本人に明宗と持ている人・京都市への転入者を含かた本人がら入手する情報については、使用目のを示し、同意を行かと入手が、の転入者を含めた本人がのようでは、番号法別表第二の16の2、7、18、19、115の2の頃にて明示されているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって人に口頭で認明を行う。 「会議を持定を示しているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって人に口頭で認明を行う。 ○新型コーナウイルス感染症対策以外に係る予防接種事務 接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分正確に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分正確に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分正確に把握する必要があるため。		
「日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	(2)人手万法 	
(生基情報及び取情報については、毎月末に府国保連合会から月次で入手している。(府国保連合会は医師会からの請求をとりまとめている) 生活保護情報については、月次もしくは年次で入手する。(個別的な対応の際に入手 場合に応じて、他都市から情報提供ネットワークシステムを通じて、予防接種履歴情報、税情報、医保険情報、特別児童は条手製精整入手する。 《系加型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>・配入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症が下が接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 ・制度上定められた時期・頻度・方法により、情報を入手している。 ・住基や所得(税)、生活保護受給情報の異動について、迅速かつ効率的な対応が行える頻度で、情報を入手している。 ・会新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種部分 ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)・京都市からの転出者について、転出元市区町村へ接種記録を提供するために、他市区村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)・京都市からの転出者について、転出先市区町村へ京都市での接種記録を提供するために、他市区村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)・京都市の転入者を含めた本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手している。 ・旅長種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入まする。 ・「下内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の16の2.7、18、18、115の2の項にて明示されているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって人に口頭で説明を行りに対している。 ・「大日本教」を提供対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。		[O] その他 (情報提供機能,ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感)
 ・ 住基や所得(税)、生活保護受給情報の異動について、迅速かつ効率的な対応が行える頻度で、情報を入手している。 ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・京都市への転入者について、転出先市区町村へ京都市での接種記録を提供するために、他市区村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合の人手する。 「京都市への転入者を含めた本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手している。 ・液接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アブリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得たから入手する。 ・「市への転入者を含めた本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手している。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・「電子交付アブリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 ・「市へ連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の16の2、7、18、19、115の2の項にて明示されているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって人に口頭で説明を行う。 ⑥使用目的※ ○新型コロナウイルス感染症対策以外に係る予防接種事務接種対象者の年齢等接種要件を正確に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。 変更の妥当性 使用部署 (使用部署 と選択肢> (選択肢> (2) 10人以上50人未満 (3) 11、10人未満 (4) 11、150人以上50人未満 (4) 12、150人以上50人未満 (4) 12、15 15 10人以上50人未満 (4) 12、15 15 10人以上50人未満 (4) 12、15 15 10人以上50人未満 (4) 12、15 15 10人以上50人未満 (5) 12、15 10人以上50人以上50人以上50人以上50人以上50人以上50人以上50人以上5	③入手の時期·頻度	住基情報及び税情報については、日次で入手している。 予防接種履歴情報については、毎月末に府国保連合会から月次で入手している。(府国保連合会は 医師会からの請求をとりまとめている) 生活保護情報については、月次もしくは年次で入手する。 ・個別的な対応の際に入手 場合に応じて、他都市から情報提供ネットワークシステムを通じて、予防接種履歴情報、税情報、医療 保険情報、特別児童扶養手当情報を入手する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合で
た上で入手している。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の16の2、7、18、19、115の2の項にて明示されているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって人に口頭で説明を行う。 〇新型コロナウイルス感染症対策以外に係る予防接種事務接種対象者の年齢等接種要件を正確に把握する必要があるため。接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。 *** 「使用部署 ※** 「使用部署 ※** 「使用部署 ※* 「使用の主体 「使用の主体 「使用書物」「「100415」ト5004 ままま」」 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満	④入手に係る妥当性	・ 住基や所得(税), 生活保護受給情報の異動について, 迅速かつ効率的な対応が行える頻度で, 情報を入手している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・京都市への転入者について, 転出元市区町村へ接種記録を照会し, 提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・京都市からの転出者について, 転出先市区町村へ京都市での接種記録を提供するために, 他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため, 被接種者から交付申請があった場合のみ
接種対象者の年齢等接種要件を正確に把握する必要があるため。接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。接種対象者の自己負担区分を正確に把握する必要があるため。 変更の妥当性 で用部署 疾病衛生企画課,各区(各支所含む。)保健福祉センター,京北出張所保健福祉担当 (選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満	⑤本人への明示	・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項にて明示されているとともに、自己負担区分証明書の発行申請に当たって本
変更の妥当性 - 使用部署 医療衛生企画課,各区(各支所含む。)保健福祉センター,京北出張所保健福祉担当 <選択肢> (選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満	⑥使用目的 ※	接種対象者の年齢等接種要件を正確に把握する必要があるため。接種対象者の接種履歴を適切に把握する必要があるため。
	変更の妥当性	-
(本田孝教) [100人以上500人未送] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満	1.2.	医療衛生企画課, 各区(各支所含む。)保健福祉センター, 京北出張所保健福祉担当
5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	使用者数 [100人以上500人未満] 1) 10人未満 3) 50人以上100人	[100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満
に特定個人情報を使用する。 ・京都市からの転出者について、転出先市区町村へ京都市での接種記録を提供するために特定個人 報を使用する。	⑧使用方法 ※	 予防接種希望者の自己負担区分を確実に把握するため、使用する。 予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため、使用する。 その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため、使用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 京都市からの転出者について、転出先市区町村へ京都市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を

	情報の突合 ※	保健医療システムにて申請書と接種履歴情報の突合を行う。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、京都市の接種記録と突合する。	
	情報の統計分析 ※	行わない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	無し	
9使用	開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイル			
委託0)有無 ※	[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (3)件	
委託	事項1	システム運用保守委託	
①委託	任内容	システムの運用保守	
	いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	被接種者及び被接種者の保護者、配偶者	
	その妥当性	システムの安定稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委言	E先における取扱者数	<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また,京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の名称、業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先の取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け諾否を判断する。	
	⑨再委託事項	システム保守にかかる改修等	
委託事項2~5			
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	

②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部					
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者					
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。					
③委計	モ先における取扱者数	<選択肢>					
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体), 本人からの電子交付アプリを用い) た提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)					
⑤委訂	光先名の確認方法	下記「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。					
⑥委 言		株式会社ミラボ					
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない					
再 委 託	⑧再委託の許諾方法						
	⑨再委託事項						
委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務					
①委託	f内容	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の情報の保健医療システム及びワクチン接種 記録システム(VRS)への入力業務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の情報の管理,接種記録の照会,確認業務					
	ひいを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部					
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者					
	その妥当性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務を円滑に進めるために業務の委託が必要なため。					
③委託先における取扱者数		<選択肢>					
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [」フラッシュメモ []紙 [〇] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)					
⑤委計	モ先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。					
⑥委託先名		京都市新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事務処理等業務コンソーシアム (代表者 日本トータルテレマーケティング株式会社)					

提供・移転の有無 [] 行っていない 提供先1 都道府県又は他市町村	
③再委託事項 委託事項16~10 委託事項11~15 委託事項16~20 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 [O]提供を行っている (3)件 []移転を行っている []行っていない 提供先1	
委託事項6~10委託事項11~15委託事項16~205. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無[O] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている [] 行っていない提供先1都道府県又は他市町村	
委託事項11~15委託事項16~205. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無[O] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている [] 行っていない提供先1都道府県又は他市町村	
委託事項16~205. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無[O] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている [] 行っていない提供先1都道府県又は他市町村	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 [O] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている [] 行っていない 提供先1 都道府県又は他市町村	
提供・移転の有無 [〇] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている [] 行っていない 提供先1 都道府県又は他市町村	
提供・移転の有無 [] 行っていない 提供先1 都道府県又は他市町村	
提供先1 都道府県又は他市町村	()件
【①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二第 16の2の項	
②提供先における用途 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの	の
③提供する情報 予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって、主務省令で定めるもの	の
 会選択肢> (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 接種対象者	
[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線	
[]電子メール []電子記録媒体(フラッシ	⁄ュメモリを除く。)
[] フラッシュメモリ []紙	
[] その他 ()
プ時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先2~5	
提供先2 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者	
①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二第115の2の項	
②提供先における用途 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であ もの	って主務省令で定める
3提供する情報 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であるもの	ーのて,主務省令で定め
(選択肢>(100万人以上1,000万人未満](選択肢>1)1万人未満2)1万人以上100万人未満3)10万人以上100万人未満4)100万人以上1,000万人未満5)1,000万人以上	
5提供する情報の対象となる 本人の範囲 接種対象者	
[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線	
	/ユメモリを除く。)
[]電子メール []電子記録媒体(フラッシ	
「	
)

提供先3	市区町村長				
①法令上の根拠	番号法第19条第16号				
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務				
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ				
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線				
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
· 0 徒供力法	[] フラッシュメモリ [] 紙				
	[O] その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)				
⑦時期·頻度	京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度				
提供先6~10					
提供先11~15					
提供先16~20					
移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲					
	[]庁内連携システム []専用線				
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
© 19 TA73 12	[] フラッシュメモリ [] 紙				
	[] その他 ()				
⑦時期·頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					

6. 特定個人情報の保管・消去 <京都市における措置> ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており、入退室管理を静脈認証により行っている。 ②サーバー室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ③紙資料については、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー バー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。 ①保管場所 ※ <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等 の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており,情報セキュリティの国 際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された京都市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 <選択肢> 1) 1年未満4) 3年 3) 2年 2) 1年 5) 4年 6) 5年 期間 20年以上] [7)6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 ②保管期間 10) 定められていない <mark>その妥当性</mark> 予防接種履歴は生涯必要となるため,過去の接種履歴を永年保存しておく必要がある。 <京都市における措置> ①接種履歴については永年保存のため、誤りがない限り、削除は行わない。 ②接種券等の紙書類については、規程に基づき、外部業者による溶解処分を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため, 通常, 中間サーバー・プ ラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者にお ③消去方法 いて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊を行うことにより完全に消去する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができ る。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 |※クラウドサービスは、JaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消 去することができない。 7. 備考

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 <予防接種履歴情報ファイルに関する記録項目> 01 氏名 02 カナ氏名 03 郵便番号 04 住所 05 生年月日 06 性別 07 電話番号 08 学区 09 保護者名 10 住登外フラグ 11 請求日 12 自己負担区分 13 支払日 14 接種区分 15 接種量 16 製造メーカー 17 ロット番号 18 徴収区分 19 行政措置 20 備考接種日 21 不明区分 22 ハイリスク区分 23 三種混合区分 24 ツ反BCG区分 25 市外フラク 26 接種コート 27 接種日 28 接種機関コート 29 接種医コード 30 個人番号 31 団体内統合宛名番号 32 情報提供用個人識別符号 33 情報提供等記録 34 生活保護受給状況

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- 01 個人番号
- 02 宛名番号
- 03 自治体コード
- 04 接種券番号
- 05 属性情報(氏名, 生年月日, 性別)
- 06 接種状況(実施/未実施) 07 接種回(1回目/2回目/3回目)
- 08 接種日
- 09 ワクチンメーカー
- 10 ロット番号
- 11 ワクチン種類(※)
- 12 製品名(※)
- 13 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名, ローマ字氏名, 国籍, 旅券番号)(※)
- 14 証明書ID(※)
- 15 証明書発行年月日(※)
- ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 申請窓口において、申請内容や本人確認書類(身分証明書)の確認を厳格に行い、対象者以外の情

- 報入手の防止に努める。 情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止す る。
- 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉
- ・転入者本人からの個人番号の入手

京都市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手 する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法 第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

・他市区町村からの個人番号の入手

対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容

京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村 から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個 人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

・転出元市区町村からの接種記録の入手

京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、京都市におい て住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の 接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手

被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手する のは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本 人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事 項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止す る。

必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容

・ 情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止す

<ワクチン接種記録システム等における追加措置>

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

個人番号カードや旅券の読取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付 申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

その他の措置の内容

システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。 操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

<窓口・郵送での入手>

・自己負担区分証明書の発行申請においては京都市インフルエンザ予防接種個別接種実施要領第4条 の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による申請のみを受領することとし、 受領の際は必ず本 人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。

<システムを通じた入手>

・システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパス ワードによる認証を実施する。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる 情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。

リスクに対する措置の内容

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>

ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区 町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。

リスクへの対策は十分か

十分である

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

リフトロースエーと社会優し様むがアファック						
リヘク3: 人手しに特定個人情	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
入手の際の本人確認の措置 の内容	各種申請等の際,身分証明書(マイナンバー(個人番号)カード等)の提示により,本人確認を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの 暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため,本人からの情報のみが送信される。					
個人番号の真正性確認の措置の内容	・マイナンバー(個人番号)カードの提示又は、通知カードと本人確認書類(免許証等)の提示を求め確認を行う。 ・マイナンバー(個人番号)カード又は通知カード等の提示による確認が困難な場合は、住基システム 又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。					
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・システムへの登録時(新規入力,削除及び訂正)は、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた紙資料は、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。					
その他の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	【					
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容	 入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。 特定個人情報を記載した紙媒体は、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管し、漏えい・紛失を防止する。 インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 くワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 					
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 「 十分である 」 〈選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については,限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し,ログインした場合だけアクセスでき るように制御している。						
3. 特定個人情報の使用	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
	システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。					
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。					

システム(VRS)に接続するが,個人番号にはアクセスできないように制御している。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か		[十分で	ある		> を入れている 「残されている	2) 十分である	
リスク2: 権限のない者(元聙		員、アクセス権限のな	い職員等)に	よって不正に使用	月されるリスク		
ユーち	が認証の管理 アンティア	[行っている]	く選択肢 1) 行って		2) 行っていない	
			れたパスワー			ポスワードを限定的に付与す 一定の有効期限を設ける。	る。
	具体的な管理方法	限り可能になるように ・LG-WAN端末は、阪 ・ワクチン接種記録シ	で不正に使り ・ステム(VRS こ制御している 設定された者し ・ステム(VRS ・ステム(VRS	用されないよう, 以 がにおける特定個プ る。 いかログインできる がにおけるのログイ	下の対策を講じ、情報へのアクセ 権限を保持しない ン認証は、ユーザ	スは, LG-WAN端末による損	
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている]	く選択肢 1) 行って	> いる	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・ 職員の異動退職時 ・ 退職した元職員や	寺に合わせて P異動した職员 システム(VRS) ステム(VRS)	、アクセス権限を 3等のアクセス権 6)における追加措	更新し、当該IDを 艮の失効管理を過 置>		請した
アクセ	コキ四のケ田	F 47	1	く選択肢	>		
, , ,	ス権限の管理	[行っている]	1) 行って		2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・ 職員の業務に応じ・ 不正アクセスを分< ワクチン接種記録	析するために システム(VRS ステム(VRS)・	1) 行って 限が付与される。 、システムの操作 S)における追加措	<u>いる</u> <う管理する。 :履歴の記録を保 置>		請した
		・職員の業務に応じ・不正アクセスを分<ワクチン接種記録ワクチン接種記録シ	析するために システム(VRS) ステム(VRS) れる。	1) 行って で限が付与される。 こ、システムの操作 のにおける追加措 へのログイン用の。 (選択肢	<u>いる</u> 5 う 管理する。 履歴の記録を保 置> ユーザIDは, 国に	管する。	請した
	具体的な管理方法	・職員の業務に応じ・不正アクセスを分くワクチン接種記録ワクチン接種記録シ者に限定して発行さ記録を残し	析するために システム(VRS)/ れる。 、ている 吸うシステムの ・履歴を解析し システム(VRS	1) 行って ではいが付与される。 に、システムの操作 のログイン用の。 (選択肢 1) 記録を の操作履歴(ユーヤー、不適切なアクセー)。	いる つう管理する。 では、	管する。 対してユーザ登録を事前申 2) 記録を残していない , 処理事由等)を記録する。	請した
特定個	具体的な管理方法	・ 職員の業務に応じ ・ 不正アクセスを分 くワクチン接種記録 ワクチン接種記録シ 者に限定して発行さた 「記録を残し ・ 特定個人情報を扱い。 ・ 必要に応じて操作 くワクチン接種記録	析するために システム(VRS)/ れる。 、ている 吸うシステムの ・履歴を解析し システム(VRS	1) 行って ではいが付与される。 に、システムの操作 のログイン用の。 (選択肢 では、一サークででは、1) 記録を では、不適切なアクセ では、一サークでは、1) における追加措 でおり、操作ログを	いる つき理する。 でででは、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国に	管する。 対してユーザ登録を事前申 2) 記録を残していない , 処理事由等)を記録する。	請した
特定個	具体的な管理方法 國人情報の使用の記録 具体的な方法	・ 職員の業務に応じ ・ 不正アクセスを分 くワクチン接種記録 ワクチン接種記録シ 者に限定して発行さた 「記録を残し ・ 特定個人情報を扱い。 ・ 必要に応じて操作 くワクチン接種記録	析するために システム(VRS)/ れる。 ている 殴うシステムの で履歴を解析し システム(VRS) ログを取得し	1) 行って ではいが付与される。 に、システムの操作 のログイン用の。 (選択肢 ではいかでは、ユーヤー ではいいでは、カーサーでは、アクセーが、 ではいいでは、カーサーでは、アクセーでは、アクセーでは、アクセーでは、カーサーでは、カーサーでは、アクセーでは、アクローでは、アのローでは、アのでは、アのローでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アの	いる つき理する。 でででは、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国には、国に	管する。 対してユーザ登録を事前申 2) 記録を残していない , 処理事由等)を記録する。	請した
特定値	具体的な管理方法 固人情報の使用の記録 具体的な方法 也の措置の内容	・職員の業務に応じ、不正アクセスを分 くワクチン接種記録・ フクチン接種記録シュ者に限定して発行される。 ・特定個人情報を扱い。 ・必要に応じて操作 くワクチン接種記録・ ・必要に応じて操作 くワクチン接種記録・ ・コート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	析するために システム(VRS)/ れる。 ている 殴うシステムの で履歴を解析し システム(VRS) ログを取得し	1) 行って ではいが付与される。 に、システムの操作 のログイン用の。 (選択肢 ではいかでは、ユーヤー ではいいでは、カーサーでは、アクセーが、 ではいいでは、カーサーでは、アクセーでは、アクセーでは、アクセーでは、カーサーでは、カーサーでは、アクセーでは、アクローでは、アのローでは、アのでは、アのローでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アの	いる つう管理する。 同様の記録を保置 コーザIDは、国に 一様している デーID、操作日確認 できる。 を確認できる。	管する。 対してユーザ登録を事前申 2)記録を残していない , 処理事由等)を記録する。 する。	請した
特定個リスクリスク	具体的な管理方法 固人情報の使用の記録 具体的な方法 也の措置の内容 への対策は十分か	・職員の業務に応じ、不正アクセスを分 くワクチン接種記録・ フクチン接種記録シュ者に限定して発行される。 ・特定個人情報を扱い。 ・必要に応じて操作 くワクチン接種記録・ ・必要に応じて操作 くワクチン接種記録・ ・コート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	析するために システム(VRS) れる。 、ている ・でいる ・ではない。 ・ではないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	1) 行って ででする。 にいかけらされる。 にいかれてテムの操作 にいかれている。 におけるにおける。 におけるにない、 におり、操作のでは、 におり、操作のでする。 におり、操作に対し、 でではいている。 において、 ででで、事務において、 において、 において、 でではいる。 ででで、また、こと、 でで、また、こと、、こと、 でで、また、こと、、こと、 でで、また、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、	いる (つ) 管理する。 (で) 管理する。 (で) で) でのです。 (で) で) でで、 (で) で) でで、 (で) で) できる。 (で) で) でで、 (で) で) できる。 (で) で) できる。 (で) で) で (で) で) で) で (で) で) で) で (で) で) で	管する。 対してユーザ登録を事前申 2) 記録を残していない , 処理事由等)を記録する。 する。 2) 十分である	請した

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組となっている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 住民基本台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ 登録する際には,以下のようにしている。 作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 リスクに対する措置の内容 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用 の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載 する等,消去履歴を残す。 <選択肢> Γ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

端末画面は、来庁者から見えないようにする。

- <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>
- ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
- ・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・被接種者について, 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に, 接種記録を照会するために, 個人番号を入手し, 使用する。
- ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク
- ・委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS), IS O9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、システム委託については、電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。
- 委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

- ・京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。
- 情報保護管理体制の確認 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。
 - ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
 - ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録
 - ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール
 - ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定
 - ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保
 - ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において, 申請者本人から特定個人情報 の提供を受ける際の入手に係る保護措置
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務については、業務仕様書に記載のある「個人情報の取扱いについて」の内容を遵守することを前提に業者に委託するとともに、委託先が記載内容を引き続き満たしていることを適時確認する。

	固人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限してい	いる]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法	閲覧/閲覧/	更新権限を 更新権限を	寺つ者を 寺つ者の	必要最小 アカウント	、管理を行い, システ♪ 下正な使用がないこと?	△上で操作を制限する。
特定値いの記	固人情報ファイルの取扱 B録	[]	記録を残して	こいる]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	する。 ・ システ <i>L</i> ・ 契約書 ^会 ・ 委託業 ^会	▲のオペレー 等に基づき,	・ションや 委託業系 ・ュリティ	運用保守 多が実施る	における作業記録を列 されていることを適時	日時, 処理事由(又は処理内容))を記録 浅す。 隺認するとともに, その記録を残す。 ティ対策の実施状況の報告を受けるとと
特定值	固人情報の提供ルール	[定めてい	る]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	り,個人情 て再委託を 約を履行す 情報を提供 例外的に再	報を取り扱う 禁止するこ るすべての もする必要に 手委託する場	う情報シス ととし、コ 事業者と はないよう 場合は、電	ステムに別 ンソーシ: 直接契約 になってい 記子情報の	目して,随意契約により アム(複数事業者によ りを締結することとして いる。	処理等の契約に係るガイドライン」によ リ契約を締結しようとする場合は、原則としる連合体)と契約を締結すること、又は契いる。このため委託先からさらに他者に 禁止する条項及び京都市への定期的な報
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	システムの	運用等委託)運用保守業 ♪データの外	終の委託		認めない。	場所を庁舎内のみとしており、特定個人
特定值	固人情報の消去ルール	[定めてい	る]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法)廃棄」の内容を遵守す があると認めるときは	することを前提に委託する。 検査を行う。
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めてい	る]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	目的外利 の提供先の	用の禁止, 別限定, 情報	複写・複 漏えいを	製の原則 E防ぐため	禁止,特定個人情報(タ等の適正な管理について定めている。 の閲覧者・更新者を制限、特定個人情報 人情報の取扱いについてのチェックの実
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[-	十分に行って	こいる]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていた	〒っている 2)十分に行っている ♪い 4)再委託していない
	具体的な方法		い再委託を 情報の取扱			に課せられている事項	頁と同一の事項の遵守を義務付ける。
その作	也の措置の内容	_					
リスク	リスクへの対策は十分か		十分であ	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	いる 2) 十分である いる
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託に	おけるその	他のリス・	ク及びその	のリスクに対する措置	
_							

5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転か	
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
具体的な方法	・ 特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・ 提供・移転については、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、提供・移転の可否を判断する。 ・ 他の業務に係る電子計算機処理の目的で収集された電子情報を利用する場合は、あらかじめ書面により、当該電子情報を管理する業務主管部署の承認を得る。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提	共・移転が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	操作ログを収集し不適正な提供・移転を抑止する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、京都市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	(誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置) ・ システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 (誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置) ・ 情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置

- くワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、京都市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市町区村へ個人番号を提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットリークシ	ステムとの接続 【 」接続しない(入手) 【 」接続しない(提供)						
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
	〈京都市における措置〉 ・ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。 ・操作ログを収集し、不適正な情報の入手を抑止する。						
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。						
	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機						
	能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	<京都市における措置> ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。						
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。						
リスクへの対策は十分か	【選択肢> (選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク						
リスクに対する措置の内容	< 京都市における措置> ・ 中間サーバーから各業務システム宛ての情報照会結果の中継においては、業務システムに合わせるため、文字やコードを変換することを除き、照会結果内容の改変は行わない。						
	ワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。						
リスクへの対策は十分か	【選択肢> 【 十分である 】 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク				
	<京都市における措置> ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。			
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する			
	特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。			
	・ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容	〈京都市における措置〉・中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク <京都市における措置> インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・ セキュリティ管理機能(※)により,情報提供ネットワークシステムに送信する情報は,情報照会者か ら受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員, 時刻, 操作内容の記録が実施されるため, 不適切な接続端末の操作や, 不適切なオ ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 リスクに対する措置の内容 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバーと既存システム,情報提供ネットワークシステムとの間は,高度なセキュリティを維持し た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供される リスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務に はアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <京都市における措置> 中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・ 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情 報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に 特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 リスクに対する措置の内容 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備するこ とで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・ 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原 本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・ 情報連携においてのみ,情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており,不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・ 中間サーバーと既存システム,情報提供ネットワークシステムとの間は,高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより,安全性を確保している。
- ・ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・	消去
リスク1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	く京都市における措置> サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 サーバー室への入退室の場所は限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 電子媒体や紙資料については、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

	具体的な対策の内容	・ まりオ報情では、・ く・ワと・・ くりの際イ・・・・・・盗のまりオ報情報 正ア 中中一も中導 ワク情規う論当個国当日聴型では、新レンセ毎 アイ ササを、サし チンセをン的領番が出口で、一一を一つでは、サークア ササが、サし チンセをン的領番が上口で、一十一、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	対こウ正使管マイル 策ル プ・プンログラス 録シィにもさーまい、ことレルに、 ないログリーにの) 及 ララ包を少び シス 対る術れなれらのつして感じ、が ステ 第ク けいから できれています いっぱっぱい フラック・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・	ソに 『原定少 スーー保 ーウ VS)のサをの化く人セ重 防報フ対 順ののな 対 にな護 ムェ Sは統一満領処ン情ス記 接をト応 等有内と 策 おです でア に,布ビた域理タ報の録 種記をす 整ち容も ソ けじる はこ お特基スしにを一に防シ 証録	は、当該手順に従って、情報なソフトウェアに関連する情報を対力トウェアに関連する情報を対適切であるかどうかを確認する情報を当年年に一度)。 フトを導入し、必要なパターンフ る措置ンピュータウイルスス制にである。 TM(コンピュータウイルスス制度である。 サイル、必要なが多ーンフトを導入し、必要なパターンフトを導入し、必要なパターンフトを導入し、必要ながないのである。 TM(コンピュータを対象がでは、カーリーに対している。 を対して、必要ないのでは、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方には、一方に	イルスチェックを実施する。イルは定期的に更新し、可能なセキュリティホールに関連する含む)を定期的に入手し、機器である(コンピューターウイルス関連・アイルは、常時更新している。アイルは、常時更新している。パターンファイルの更新を行う。イパッチの適用を行う。相するガイドライン、政府機関等国がなり、情報セキュリティるがはないに関するがある。これる。これる。
	ソクアップ		行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない <選択肢>	6 2) 十分に行っている
⑧事i 割知	故発生時手順の策定・	[十分に	行っている]	く選択版/ 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	3 2) 十分に行っている
幾関に	去3年以内に、評価実施 こおいて、個人情報に関 「大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容	_				-
⑩死	者の個人番号	[保管	している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個	国人番号と同	様に安全	管理措置を実施している。	
そのイ	也の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	く選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
					3) 課題が残されている	

リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容		住基システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。					
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク					
消去	手順	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない					
	手順の内容	【電子】 住基システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより古い情報の排除を担保する。 磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 【紙媒体】 帳票については、帳票管理簿を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領手順書に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿にその記録を残す。					
その他	也の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監査			
①自己点検		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
	具体的なチェック方法	 ぐ京都市における措置> ・定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容とおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 	
②監:	<u> </u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
	具体的な内容	く京都市における措置> 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 また、定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・ブラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	
2. 彼	整発		
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
	具体的な方法	く京都市における措置> ・新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティについて定めた規定等について説明し、周知徹底している。 ・毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。 ・各システムの操作マニュアル等にセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 イ新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	

3. その他のリスク対策

く中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテ ラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を 実現する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあ たっての確認事項」に同意のうえ,第7条(情報到達の責任分界点),第8条(通信経路の責任分界点),第9条(市区町村の責任)に則 し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先		京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215		
②請求方法		京都市個人情報保護条例第14条,第24条又は第30条に基づき,開示請求書,訂正請求書,又は利用停止請求書を提出する。		
	特記事項	市ホームページで、請求方法等を掲載している。		
③手数料等		(手数料額、納付方法: < (選択肢> () 無料 () 無 (
4個人	人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	個人情報ファイル名	予防接種に関する事務(個人情報事務単位での目録の名称)		
	公表場所	総合企画局情報化推進室情報公開コーナー		
⑤法令による特別の手続		_		
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先		○予防接種法(コロナワクチン以外)関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル7階 TEL 075-222-4421 ○予防接種法(コロナワクチン)関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 TEL 075-222-3423 ○インフル特措法関連 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル2階 TEL 075-222-4244		
②対応方法		問合せ内容及びその対応について記録を残す。		

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価				
①実施日				
②しきい値判断結果	[〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)			
2. 国民・住民等からの意見の聴取				
①方法				
②実施日・期間				
③期間を短縮する特段の理 由				
④主な意見の内容				
⑤評価書への反映				
3. 第三者点検				
①実施日				
②方法				
③結果				
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】				
①提出日				
②個人情報保護委員会によ る審査				

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「 I 基本情報」―「2. 特定個 人情報ファイルを取り扱う事務 において使用するシステム」 ―「システム2」	(追記)	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待への度程をはいるの運用変更により、試験では、大きなはじ接種の実力をはじ接種の実が、大きなに、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが
	「別添1」	(追記)	(以下の事項を反映した図表を追記) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付, 電子交付アプリを利用した接種証明書の 電子申請受付・電子交付に関する事項。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されの接種が別により、また、他市区町村への接種が記録、表をはじめとする接種対別の早期接種の実現が割り、速やが求められており、速やが求められており、とが求められてとから、特定個人情報とにとから事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要」-「3 特定個人情報の 入手」 -「②入手方法」	[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム, 本市共通システム基盤の情報提供機能, ワクチン接種記録システム(VRS))	[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム,本市共通システム基盤の情報提供機能,ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	事前実施が原則であるところ,接種証明書のデジタル化により,円滑な国際的な移面の実現や社会経済活動の正常化が期待されており,また,他市区町村への接種記録の照合の運用変更によ種が対象をはじめとするとはが表種の早期接種の実現が期報組を、地であることが求められて保護評価を事前に実施が困難であるため。
	同一「③入手の時期・頻度」	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移正常化が期待されており、ま現が期待されており、転入者をはじめと可要更により、転入者をはじめとする接種が期後種の実現が期後をはいることがよいによから、特定個人情報にとから、特定個人情報にとがらいたことから、特定個人情報に表することが困難であるため。
	同一「④入手に係る妥当性」	・京都市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・京都市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するため		事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照合の運用変更により、転をはじめと可る接種が対象者の早期接種の実現が期組を、地であることが求められて保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同一「⑤本人への明示」		・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されて接種記録を表しているの運用変更により、象者をはじめとするを接種が対し、速やかに当取れておることが求められていたことから、特定個人情報と対してはいたことから、特定に実施することが困難であるため。
	同一「⑧使用方法」	・京都市への転入者について、転出元市区町村 へ接種記録を照会するために特定個人情報を	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・京都市への転入者について, 転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに, 接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的動の実現が開業の実現が期待されて接種記明書の実現が期待されて接種記録を表する。 一下区で開発をできまり、最初の実のでは、まれては、まれては、まれては、まれては、まれては、まれては、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて、まれて

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		種記録を転出先市区町村に提供するために、 転出先市区町村から個人番号を入手し、当市	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 京都市からの転出者について,京都市での接種記録を転出先市区町村に提供するために,他市区町村から個人番号を入手し,京都市の接種記録と突合する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際活動の実現や社会経済活動のまた、他市区町村への接種記録の開発をはじめとする接種が財務をはじめとする実現が東極が表することが求められてはすることが求められて保護に上から、特定個人情報にとから、特定の関係を表しては、ないたことから、特定の関係を表していた。
	「II 特定個人情報ファイルの概要」「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項1」「⑥委託先名」	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
	同一「委託事項2」	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移面の実現や社会経済活動の下常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、転入者をはじめとする接種が対象者の早期接種の実現が期間を対象をはじめとすることが求められて保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同一「委託事項2」一「①委託 内容」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な動の実現や社会経済活動のまたが期待されてお程種により、大者をはじめとする接種が取取に出することが求められておることがより、特定個人情を表した。特定に実施を事前に実施が困難であるため。
	同一「委託事項2」一「①委託 内容」一「その妥当性」	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定 個人情報ファイルの適切な管理等のために取り 扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の定常化が期待されており、またので、一般ではいめとする接種対別、またのにはいめとする接種対別をはじめとする接種対別の早期接種の実現が期間を表した。特定個人情報であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同一「委託事項2」一「④委託 先への特定個人情報ファイル の提供方法」	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供)	[〇]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体),本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な動の実現が無力の実現が開発を経済活動の正常化が取明付かるを理用を重要を表する。 をはじめとする接種が関系をはじめとする接種が関係をはじめとする接種が関連の実現が関係を表するとが表もいた。 をはじめとするという。 は進することが求められて報とないたことから、特定に実施することがであるため。
	委託項目3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種の記録の入力等に関する業務の委託につい て追記。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタルとにより、円滑な国際的動動またの実現が出れている。 中華 大田

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」ー「5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」ー「提供先3」ー「③提供する情報」	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	市区町村コード及び転入者の個人番号	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な動の実現が開発を経済活り、記録の実現が開村への接種であるとの運用変更により、執着をはじめとするをはじめとする。 者をはじめとするを持ずが表れており、速やかに当取れており、速やかに当取が表れており、特定によりが求められてはすることが求められていたことから、特定に実施することが困難であるため。
	同一「⑥提供方法」	[〇]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	[O]その他(LG-WAN回線を用いた提供 (VRS本体))	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタルにより、円滑な国際的活動、記録の実現が前時者となれてといるの実現がが出れて、他市区の運用を登り、主要をはいるでは、ませい。といるでは、ませい。といるでは、ませい。といるでは、ませい。といるでは、ませい。といるでは、ませい。といるでは、ませい。といるでは、ませい。といるでは、ませい。といるでは、ませい。といるでは、ませい。といるでは、ませい。といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要」ー「6 特定個人情報の 保管・消去」ー「①保管場所」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的動の実現が期待されて接種記明書の変化が期待されて接種記録を表示といる。 常化が明村への接種記録を表示といるをはじめとする接種が対象をはじめとする接種が対象をはじめとするとが求められており、速するとが求められて報達であることが求められてはまきが困難であるため。
	「別添2」	07 接種回(1回目/2回目)	07 接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録の照会の運用変更により、象者をはじめとする接種対対の早期接種の実現が期報されており、速やかに当取れており、速やかに当取れており、までが求められてはよから、特定個人情報と変にとから、特定個人情報に変更が困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」ー「2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」 ー「リスク1: 目的外の入手 が行われるリスク」ー「対象者 以外の情報の入手を防止する ための措置の内容」	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉・・転入者本人からの個人番号の入手京都市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書乗侵し、さらに、番号法り本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手京都市との転出者について、京都市での転出先市区町村からの個人番号の入手京都市をの転出者について、京都市での接起発を転出先市区町村において、東出先市区町村から個人番号を入手京都市を回大市区町村から個人番号を入手するが、、をの際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置》 ・転入者本人からの個人番号の入手京都市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村からの個人番号の入手京都市からの転出者について、京都市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な移動の実現が的動の正常化市区運外待されの接経が期間が表現が、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないが、ないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、ないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、
	同	(追記)	・転出元市区町村からの接種記録の入手 京都市への転入者について、転出元市区町 村から接種記録を入手するが、その際は、京都 市において住民基本台帳等により照会対象者 の個人番号であることを確認し、当該個人番号 に対応する個人の接種記録のみをワクチン接 種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読 み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要 素認証を必須とすることで、対象者以外の情報 の入手を防止する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録転入者をはじめとする接種対対象者の早期接種の実現が期時組が出まることが求められており、速やかに当り、速やかに当りれており、特定個人情報であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同一「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な動の実現や社会経済では動いまたが期待されの運用を受けるのではある。 をはじめとするでは、当ないでは、 をはじめとするでは、 をはじめとするでは、 をはじめとするでは、 をはじめとするでは、 をはじめとするでは、 をであることが求める。 を推進とから、特定に実施することが、 を事前に実施することが、 を事が、 が困難であるため。
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」ー「2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。)」 ー「リスク2: 不適切な方法で 入手が行われるリスク」ー「リ スクに対する措置の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録転入者をはじめとする接種対象に当取ることが求められていたことから、特定個人情報であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」「「2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。)」 「リスク3:入手した特定個 人情報が不正確であるリスク」 「入手の際の本人確認の措 置の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されて接種記録を表しているの運用変更により、象をはじめとする接種が対象をはじめとするとが求められておることが求められて報達することが求められて報にとから、特定国施することが取り、まないたことから、特定国施することが形面難であるため。
	同一「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的動の実現が期待されて経済にが期付への接続でおり、転者をはじめたするとは、世界では、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのであるといいでは、はいいでは、または、はいいでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」—「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」—「リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」—「リスクに対する措置の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現が開着であるといいます。 接種証明書のデジタル化により、円滑な経済活動の実現が開始であるとが、大き種が表することがより、速ではいいたことから、特定関係であるため、
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」ー「3. 特定個人情報の 使用」ー「特定個人情報の使 用におけるその他のリスク及 びそのリスクに対する措置」	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。	に限定している。 ・京都市への転入者について, 転出元市区町村 へ接種記録を照会する場合のみ入手し, 使用	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されて経種記録の開会の運用変更により、最大者をはじめとする接種対対は、速やかに当取れて出することが求められて報道を事前に実施することがあり、特定国価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」ー「4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託」ー 「情報保護管理体制の確認」	接種事務における追加措直ノ京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保定事業者	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>京都市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的活動の実現や社会経れてが期待されの選別を経済におり、転動の工が期付であるとことが表する。とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	同	(追記)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において,申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	事前実施が原則であるところ,接種証明書のデジタル化により,円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動のまたが期待されており,まなの運用変更により,象者をはじめとする接種対対し、まないとするにとが求められており、速やかに当取れており、まないが求められており、をではいから、特定個人情報であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同	(追記)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の記録の入力等に関する業務については、業務仕様書に記載のある「個人情報の取扱いについて」の内容を遵守することを前提に業者に委託するとともに、委託先が記載内容を引き続き満たしていることを適時確認する。	事後	事前実施が原則であるところ,接種証明書のデジタル化により,円滑な国際的な動の実現、特性会されて接近の実現が期待されて接近には、1000年代では、1000年代では、1000年代では、1000年代では、1000年代では、1000年代では、1000年代では、1000年代であるとは、1000年代であると、1000年代であるという。1000年代であるという。1000年代であるという。1000年代であるという。1000年代であるという。1000年代によりであるという。1000年代を1000年であるという。1000年代により、1000年代のよりにより、1000年代のよりにより、1000年代のよりにより、1000年代のよりにより、1000年代のよりにより、1000年代のよりにより、1000年代のよりにより、1000年代のよりにより、1000年代のよりにより、1000年代のよりによりによりであるというない。1000年代のよりにより、1000年代のよりによりによりによりによりによりによりによります。1000年代のよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」ー「5. 特定個人情報の 提供・移転(委託や情報提供 ネットワークシステムを通じた 提供を除く。)」ー「リスク2: 不適切な方法で提供・移転が 行われるリスク」ー「リスクに対 する措置の内容」	接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供京都市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチ	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>・他市区町村への個人番号の提供,転出先市区町村への接種記録の提供京都市への転入者について,転出元市区町村から接種記録を入手するため,他市区町村へ個人番号を提供するが,その際は,住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を,ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタルルにより、円滑な国際活動の実現が期待されて接種記明者を経れてが期待されて接種が関係を表し、主要をはは接種の実現が期間を表し、主要をはは接種の実現が対して、といるとは、主要をは、主要をは、は、主要をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同	(追記)	転出先市区町村へ接種記録を提供するが, その際は, 京都市において, 住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し, 当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活り、記録では、一大の選別が開けたのでは、一大の選別を表して、一大の選別を表して、一大の選別を表して、一大の表し、一大の人の表し、一大の人の一大の人の表し、一大の表し、一大の表し、一大の表し、一大の表し、一大の表し、一大の表し、一大の表し、一大の人の表し、一大の表し、一大の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人
	対策」ー「5. 特定個人情報の 提供・移転(委託や情報提供 ネットワークシステムを通じた 提供を除く。)」ー「リスク3: 誤った情報を提供・移転してし まうリスク、誤った相手に提 供・移転してしまうリスク」ー 「リスクに対する措置の内容」	・転出元市区町村への個人番号の提供 京都市への転入者について,転出元市区町 村から接種記録を入手するため,転出元市区 町村へ個人番号を提供するが,その際は,個人	保管されず、これに対して接種記録も提供され	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際的な移動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており、また、他市区町村への接種記録点入者をはじめとする接種対対の早期接種の実現が関東の早期接種の実現が割取れており、速やかに当取れており、速やかに当取れており、特定個人情報とから、特定個を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同一「特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)におけるその他のリ スク及びそのリスクに対する 措置」	加措置> ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、京都市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、京都市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市町区村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	事前実施が原則であるところ、接種証明書のデジタル化により、円滑な国際所動の実現や社会経済活動のまた、他市区の運用を重視を表するよどが、大きなはじめとするとが、表することが、表することが、表することが、表することが、表することが、表することが、表することが、表することが、表することが、表することが、表することが、表することが、表することが、表することが、表すると、表すると、表すると、表すると、表すると、表すると、表すると、表すると
	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策」-「7.特定個人情報の 保管・消去」-「⑥技術的対 策」-「具体的な対策の内容」	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前実施が原則であるところ,接種証明書のデジタル化により,円滑な国際的活動の実現や社会経済活動の正常化が期待されており,転のの運用変更により,転の早期接種の実現が期待なの早期接種の実現が期間を事が水められていたことから,特定関係を事前に実施することが水められていたことから,特定関係することが水められていた。
	「Ⅳ その他のリスク対策」	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合 戦略室)	事後	

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)